

# 神奈川県自転車競技連盟ユースクラブ会員規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称および所在地）

本クラブを神奈川県自転車競技連盟ユースクラブ「以下、クラブという」と称し、本クラブの所在地は代表宅に置く。

### 第2条（目的）

本クラブは神奈川県自転車競技連盟 Athlete Development Pathway「以下、育成パスウェイという」に基づき、自転車競技を通じた人間力向上と、競技における自転車競技技術の向上を基本に掲げ、自転車競技を通じて自分の未来を切り開ける人材を育成することを目的とする。また、この活動を通じて県内自転車競技の普及と地域コミュニケーションの活性化に繋げることを目的とする。

### 第3条（設立日）

このクラブの設立日を以下のとおりとする。

2024年12月7日

### 第4条（役員およびスタッフ）

このクラブの役員およびスタッフは、第4章スタッフ構成に定める。

### 第5条（代表）

代表は団体を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

### 第6条（クラブ運営）

このクラブは、第2条の目的を達成するため、必要な活動を行う。クラブは諸問題が発生した場合は、随時会議を開催し審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意を以て決定する。

### 第7条（規約改正）

このクラブの運営に規約改正が必要な場合は、スタッフ構成員の話し合いにより行う。

## 第2章 入退会および会費

### 第8条（入会および退会の意思）

本クラブの入会及び退会は本人の意思を尊重する。

#### 第9条（入会対象者）

入会は原則として、神奈川県内に在住または県内に通学の中学1年から高校3年までとする。ただし小学校高学年（5・6年生）およびU23の選手についてはクラブに相談の上入会を認めることがある。また日本自転車競技連盟「以下、JCFという。」の登録チームへの現所属の有無を問わず本クラブに加入することができる。

#### 第10条（入会手続）

本クラブに入会するものは以下の手続を行う。

1. 本クラブ規約に同意したのち、入会届け、および誓約書の提出を行う。
2. 第7条に定める年会費の支払いを行う。
3. スポーツ傷害保険への加入を義務付ける。また保険にかかる費用はすべて個人負担とする。
4. 本クラブに入会する者はJCF競技者登録を必須とし、その手続を行う。また、その際の登録料等の費用については年会費とは別に各自負担とする。すでにJCF選手登録を完了している者は、eライセンスカードの提示を以て確認する。

#### 第11条（クラブ会費等）

入会年および継続年のクラブ会費は以下のように定める

1. 本クラブに入会する時の入会金は無料とする。
2. クラブ会員は、年会費として別紙1に基づき支払うものとする。
3. 年会費の年度内の変更は原則行わないものとする。変更を行う場合はクラブスタッフでの協議のうえ決定する

#### 第12条（年会費の用途）

クラブ会員から支払われたクラブ年会費を以て、本クラブの運用にあたる。

#### 第13条（退会手続）

退会届けを出した時点で退会とみなす。

#### 第14条（除名）

当クラブの目的に反し、選手およびその保護者による公序良俗に反する行為があった場合、当該行為を行った選手およびその保護者に対し弁明の機会を与え、クラブスタッフによる厳重注意を行う。度重なる厳重注意を行っても改善が見られない場合、あるいは犯罪およびドーピング違反など程度が著しい行為があった場合、クラブスタッフの1/3の議決により本チームからの除名を申し付けるものとする。

### 第3章 活動および用具等の負担

## 第 15 条（活動）

本クラブは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 原則として月 2～3 回程度のトレーニングおよび各種講習を行う。また、天候の状況により実施回数は変動することもある。
2. 原則として土曜、日曜、祝日を活動日とするが、競輪場および自転車競技場等の使用可能日、また試合等の行事によりトレーニング実施回数も変動する。
3. 講習は競技力向上に必要な競技規則、運動生理学、栄養学、アンチドーピング等の知識習得をはじめ、目標達成プロセス構築力や課題解決力のコンピテンシー向上を目的とした内容を実施する。
4. 県内外大会、合宿への参加
5. 他クラブ、団体、個人との交流活動
6. Build を活用した日頃の体調・トレーニング管理

## 第 16 条（用具等の負担）

1. 練習および試合で使用する自転車に関連する用具（自転車、ユニフォーム等）は原則として個人の判断で購入し費用は個人にて負担とする。
2. 都道府県選抜チーム、および日本ナショナルチームに選抜された際に選抜チームの行事に伴うユニフォーム代、合宿代、交通費、渡航費等の一切の費用に関してはその主たる運営団体の指示に従うものとし、当クラブでは負担しない。
3. 当クラブが準備するレンタル機材の使用を希望する場合は、別途定める機材等レンタル規程に基づき行う。

## 第 17 条（練習および試合会場までの送迎）

活動時の送迎に関しては、原則として各選手保護者が行う。ただし、保護者による送迎が困難な場合は選手保護者間の相互協力によって行うものとする。その際の移動中の交通事故等については、当該車両が加入している自動車保険、およびスポーツ保険の範囲で賠償する。

## 第 4 章 スタッフ構成

### 第 18 条（スタッフ構成）

1. 本クラブのクラブスタッフは次のとおりとし、別添のクラブ役員名簿に記載する。

代表：1 名

副代表：1 名

トラック競技コーチ：2 名

ロード競技コーチ：3 名

トラック競技テクニカルアドバイザー：1 名

ロード競技テクニカルアドバイザー：1 名

会計：1 名

広報：1名

とし、兼任することも可能である。

2. アシスタントコーチ等の協力員については、コーチが必要に応じ招聘することができる。
3. 代表を含むクラブスタッフはクラブスタッフによる協議にて変更を行うことがある。その場合はクラブスタッフ名簿の改変を以てクラブ会員へ周知する。

#### 第19条（コーチの資格条件）

1. コーチは日本スポーツ協会公認自転車競技コーチ資格取得者または神奈川県自転車競技連盟が指名する者に限定する。
2. 協力員（コーチアシスタント）はJCFが公認する審判員資格またはチームアテンダントの資格取得者とし代表の活動方針に同意した者のみ就任できるものとする。
3. 同意した後、スタッフとして参加するものはスポーツ安全保険に自費にて加入する。

### 第5章 会計

#### 第20条（会計年度）

本クラブの会計年度は1月1日に始まり12月末日に締める。

#### 第21条（余剰金）

会計最終年度に余剰金があるときは、次年度に繰り越すものとする。

#### 第22条（会計監査）

会計年度の収支の決算書及び領収書等すべての書類を会計監査にて確認する。

### 第6章 スポーツ安全保険

#### 第23条（スポーツ安全保険の加入義務）

本クラブは、スポーツ安全保険の加入を義務とする。

#### 第24条（スポーツ安全保険費用の負担）

スポーツ保険の加入は各自で行い、保険料は自己負担とする。

#### 第25条（クラブスタッフに対する損害賠償責任）

本クラブの活動（体験練習時を含む）に起因して発生した事故によって損害が発生した場合、本クラブ、および本クラブスタッフは、故意または重過失がある場合を除き、債務不履行責任、および不法行

為責任等、一切の損害賠償責任を負わない。

#### 第 26 条（規約の改訂）

本クラブ規約は、必要に応じて代表の許可をもって変更又は補足することができる。

### 第 7 章 個人情報の取り扱い

#### 第 27 条（個人情報の定義）

第 7 章にいう個人情報とは、本クラブ員(代表以下全てのチーム参加者)の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他固有の情報とする。

#### 第 28 条（個人情報の提出）

クラブ会員は、本クラブ入会時、当初の求めに応じ個人情報を提出するものとする。

#### 第 29 条（個人情報の開示）

本クラブは本クラブと会員間の連絡を図るため保護者に電話番号、Line id は開示するものとする。また、本クラブは提出された個人情報について、事故等の緊急時対応他、公的機関より要求された場合、本クラブ員及びその保護者の承諾なく、個人情報を開示できるものとする。

#### 第 30 条（個人情報の管理）

本クラブに提出された個人情報は、本クラブ内必要最低限の人員により管理できる。

#### 第 31 条（個人情報の掲載）

クラブ会員は、本クラブのホームページ、SNS 等での活動告知、試合結果等の掲載をする際において、その画像と選手氏名、所属および競技会成績の掲載を認めるものとする。ただし、クラブ会員保護者の申し入れがあれば本クラブは、クラブのホームページ、SNS 等、本クラブの運営する媒体には掲載しないが、大会主催者およびマスコミ等における個人情報の掲載については関与しない。

### 第 8 章 付則

#### 第 32 条（規程の承認）

当クラブ規程は、入会届を提出した時点で保護者の承認を得たこととする。

別紙1 クラブ会費

【新規】 Advance クラス

入会月	年会費	納入期限	年会費の有効期間
1月	¥30,000	1月10日	入会月の1日から 入会年の12月31日まで
2月	¥30,000	2月10日	
3月	¥30,000	3月10日	
4月	¥27,000	4月10日	
5月	¥24,000	5月10日	
6月	¥21,000	6月10日	
7月	¥18,000	7月10日	
8月	¥15,000	8月10日	
9月	¥12,000	9月10日	
10月	¥9,000	10月10日	
11月	¥6,000	11月10日	
12月	¥3,000	12月10日	

【継続】 Advance クラス

入会月	年会費	納入期限	年会費の有効期間
継続	¥30,000	1月10日	当該年の1月1日から 12月31日まで

## クラブ役員名簿

2024年12月1日現在

役職名	役員名	所属
代表	石上 秀樹	神奈川県自転車競技連盟 常務理事
副代表	山上 義明	神奈川県自転車競技連盟 代表理事
トラック競技コーチ	濱 祐輔	神奈川県自転車競技連盟
トラック競技コーチ	海野亜矢子	神奈川県自転車競技連盟
ロード競技コーチ	川島 綾太	神奈川県自転車競技連盟
ロード競技コーチ	加藤 司馬	神奈川県自転車競技連盟 理事
ロード競技コーチ	石川 亮介	神奈川県自転車競技連盟
テクニカルアドバイザー (TR)	佐藤 一朗	TRAINERS HOUSE
テクニカルアドバイザー (RR)	浅田 顕	株式会社シクリズムジャパン
総務	海野亜矢子	神奈川県自転車競技連盟

改訂履歴

2024年12月1日 会則制定